



茨城県

平成31年度

要覧



茨城県霞ヶ浦環境科学センター

茨城県霞ヶ浦環境科学センター シンボルマーク・キャラクター

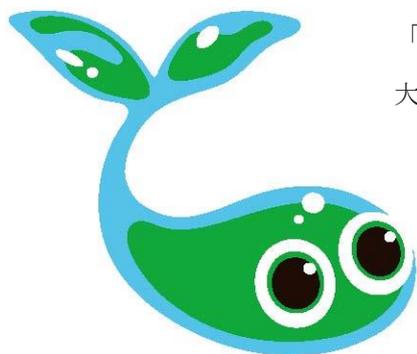
霞ヶ浦環境科学センターのシンボルマークとキャラクターは、全国から応募のあった作品（シンボルマーク 349点、キャラクター 292点）の中から、センターの理念や機能等を考慮して審査選考した結果、最優秀賞を受賞した以下の作品を採用しています。

●シンボルマーク



きれいな湖の波紋に魚が集まるようなイメージ。波紋と魚を一体とした見かたで霞ヶ浦のKの文字も兼ねています。

●キャラクター



「朝陽を浴びてキラキラ輝く，緑葉についた水滴」をイメージしました。
大自然の小さな精霊です。

ぴゅあちゃん

目 次

I	霞ヶ浦環境科学センターの概要	1
1	センターの理念・機能	1
2	施設の概要	2
3	センター組織図	3
II	平成31年度霞ヶ浦環境科学センター事業体系	4
III	平成31年度事業概要	5
1	調査研究・技術開発	5
	(1) 水環境調査研究事業	5
	(2) 大気環境調査研究事業	6
	(3) 化学物質調査研究事業	7
2	環境学習	8
	(1) 霞ヶ浦環境学習等推進事業	8
	(2) 霞ヶ浦環境体験学習推進事業（霞ヶ浦湖上体験スクール事業）	9
	(3) 水質浄化強調月間事業	9
	(4) 霞ヶ浦水辺ふれあい事業	10
	(5) 水質浄化運動促進事業	10
3	市民活動連携支援	12
4	情報交流（情報収集発信事業）	15
IV	資 料	16
1	茨城県霞ヶ浦環境科学センターのあゆみ	16
2	平成30年度に開催した主な講演会等	19
3	茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例	20
4	茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例施行規則	22
5	環境方針	24
V	利用案内	25

I 霞ヶ浦環境科学センターの概要

1 センターの理念・機能

霞ヶ浦は、古くから人々に多様な恵みをもたらしてきたかけがえのない貴重な財産です。この霞ヶ浦を美しい湖によみがえらせることは私たち県民全ての願いです。この願いの実現に向けて、県は、あらゆる立場の人々が、水質浄化に対する取り組みを行う総合的な拠点として、霞ヶ浦環境科学センターを整備しました。

霞ヶ浦環境科学センターは、平成7年度に霞ヶ浦周辺で開催された第6回世界湖沼会議において設置が提唱され、平成17年4月に設置されました。霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼、河川の水環境や大気環境などの保全に取り組むため、「調査研究・技術開発」「環境学習」「市民活動との連携・支援」、「情報・交流」の4つの機能を、市民、研究者、企業及び行政の4者のパートナーシップのもと、効果的に発揮できる施設を目指しています。

このセンターが水質浄化に役立つ調査研究の成果を上げ、多くの子供たちや県民が訪れ、霞ヶ浦について学び、また市民活動が活性化され、さらに県民が知りたい霞ヶ浦についての情報を提供する施設になることが期待されています。

霞ヶ浦環境科学センターの4つの機能

調査研究・技術開発	霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼・河川の水環境や大気環境などの保全のための調査研究や技術開発を行う。
環境学習	子供から大人まで親しみやすく参加しやすい「学び」「考え」「行動」できる体験型学習の機会や場を提供する。
市民活動との連携・支援	県民や市民団体に対し、活動の場を提供するとともに、専門家、各機関とのネットワークを構築し支援を行う。
情報・交流	研究者と市民、市民相互の交流を促進する。また、内外の研究機関、大学などとの連携や交流を促進するとともに霞ヶ浦等に関する様々な情報を収集、蓄積し、県民に発信する。

2 施設の概要

(1) 設置場所

土浦市沖宿町1853番地

(2) 施設規模

- 敷地面積 約31,000㎡
- 建物延床面積 約 5,000㎡
(センター棟 鉄筋コンクリート造2階建)

(3) 整備方針

4つの機能を4者のパートナーシップのもと効果的に発揮できるように、研究ゾーンと展示交流ゾーンからなる本体建物と周辺環境に配慮した緑豊かな広場や観察などができる池などを備えています。



(4) 建築コンセプト

ア 周囲環境や人に優しい施設

- 従前の地形や既存樹木の保全及び霞ヶ浦流域の地域種の植栽による十分な緑地確保
- 雨水浸透設備による地下水の涵養^{かんよう}及びユニバーサルデザインの採用

イ 周囲の自然にアクセスしやすい空間構成

- エコデッキ、ルーフガーデン、テラス、広場や池などを利用して屋外の自然にアクセス

ウ 環境への負荷低減・コストの縮減

- 断熱性の高い材料の使用や日光を遮蔽^{しやへい}する構造
- 自然採光、太陽光発電(10kW)などによる自然エネルギーの活用
- 廃熱回収システムや高効率機器の採用などによる省エネルギー化
- 雨水を中水(雑用水)として利用



太陽光発電

(5) 主な施設

ア 本体建物

- 展示交流ゾーン(建物西側)
環境学習の核となる展示室、市民活動などに利用できる多目的ホール、交流サロン、霞ヶ浦関連資料を閲覧できる文献資料室を配置
- 研究ゾーン(主に建物東側)
各種実験室や分析室、研究事務室などを配置

イ 屋外施設

建物の北側には多目的に使えるエントランス広場や駐車場、南側には既存樹木や霞ヶ浦流域の樹木を生かした広場、園路、展望デッキ、生物の観察などができる「いきもののにわ」などを配置

主な施設の概要

位置	施設名	概ねの面積 (㎡)	主な用途など
1階	展示室	650	水環境学習の中核施設テーマ「湖沼とともに生きる」
	展示交流広場	150	市民活動等の発表
	多目的ホール	320	最大 200 人収容、2:1 分割利用可能
	研修室	110	簡単な水質分析、顕微鏡観察、ものづくりなど
2階	交流サロン	530	ミーティングコーナー、情報・パソコンコーナー
	会議室A・B	40・40	各 20 人程度の規模の会議室(A・B一括利用も可)
	文献資料室	130	図書・文献等の閲覧、貸し出し

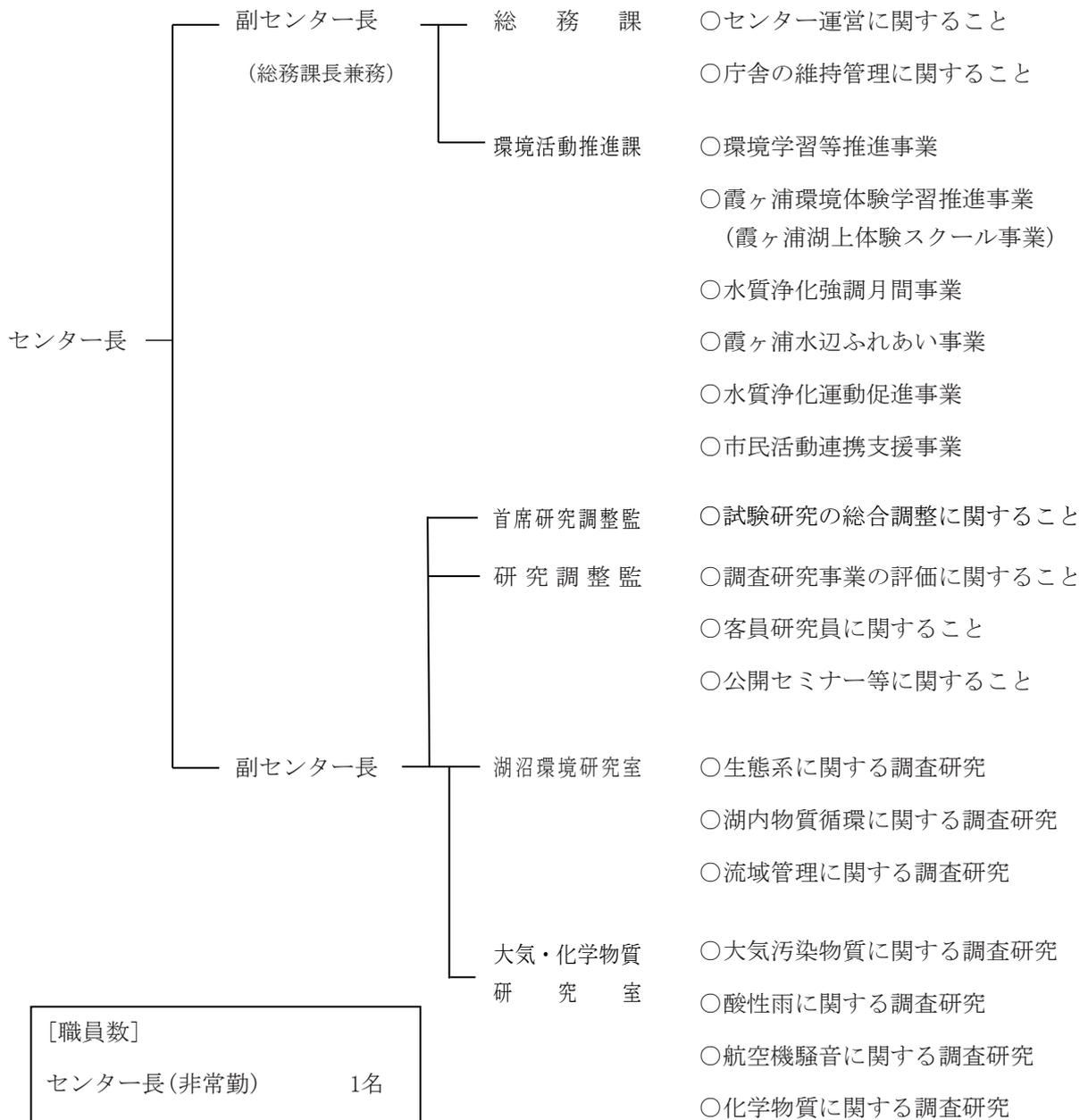


展示交流広場(小展示室)



多目的ホール

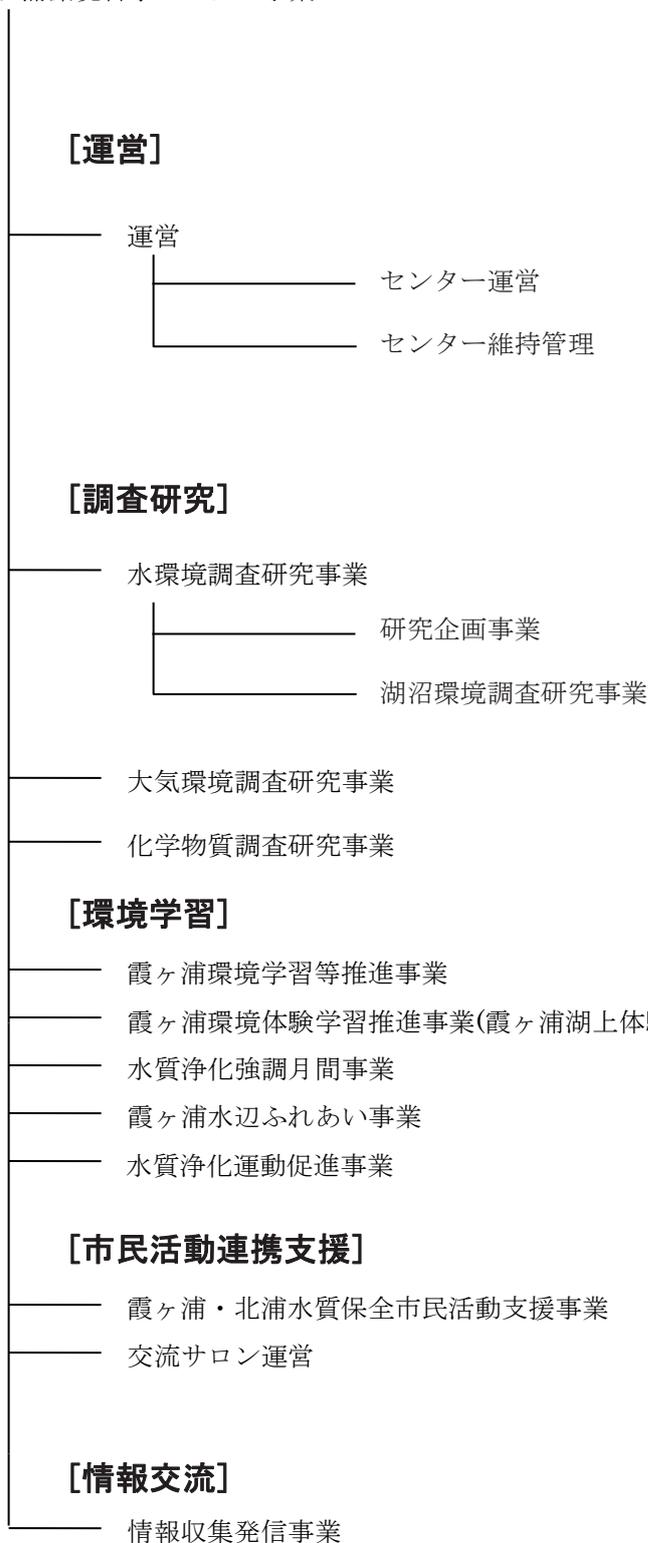
3 センター組織図（平成31年4月1日現在）



[職員数]	
センター長(非常勤)	1名
事務職	10名
研究職	17名
非常勤嘱託職員(事務系)	8名
非常勤嘱託職員(研究系)	5名
臨時職員	4名
合計	45名

II 平成31年度霞ヶ浦環境科学センター事業体系

霞ヶ浦環境科学センター事業



(単位：百万円)

区 分	事業費
運 営	7 3
調 査 研 究	7 4
環境学習・市民活動連携支援	3 6
情 報 交 流	1
合 計	1 8 4

(※職員給与費を除く。)

Ⅲ 平成31年度事業概要

1 調査研究・技術開発

(1) 水環境調査研究事業

ア 研究企画事業

霞ヶ浦に関するモニタリングデータや研究情報等を一元的に収集・整理し、霞ヶ浦に関する情報を発信します。

また、公開セミナー、研究成果発表会等を開催し、研究者や県民と霞ヶ浦等に関する情報を共有し、研究体制の連携・強化を図っていきます。

イ 湖沼環境調査研究事業

霞ヶ浦環境科学センターは、霞ヶ浦の水質浄化のための知見の蓄積と、それを踏まえた施策に対する提言ができる機能が求められています。このため、センターでは霞ヶ浦の水質汚濁機構の解明と水質保全対策の提言を目標として課題解決型の調査研究を進めます。

平成31年度に実施する主な調査研究テーマの概要は次のとおりです。

①アオコの動態解明に関する調査研究

霞ヶ浦では平成23年度にアオコが大発生し、アオコからの悪臭による生活環境の悪化が生じました。アオコの発生を予測する手法があれば、事前にアオコに対処することができると考えられます。

そこで、アオコを形成する植物プランクトンに注目して他種の植物プランクトン群集や水質との関係を把握し、アオコ予測モデルの精度向上を目指した調査研究を行います。

②水質予測モデルの活用による浄化対策効果の検証に関する調査研究

水質予測モデルは、湖内の現象を数式で表したもので、水質調査では困難な時間的、空間的な隔たりを補い、かつ予測ができるため、多くの湖沼で水質保全計画の策定等に利用されています。

このようなことから、当センターでも構築した水質予測モデルを活用し、水質の将来予測や負荷削減対策の効果検証をシミュレーションし、最適な施策に関する知見の集積を行います。また、湖内で生じている現象のより詳細な解明を進め、水質予測モデルの精緻化を図ります。

③農地からの汚濁物質の排出抑制手法に関する調査研究

霞ヶ浦の流域には水稲田やハス田が広がり、そこから流出した水質汚濁物質は、直接霞ヶ浦へ流入してしまいます。そこで、霞ヶ浦へ流入する汚濁負荷の削減対策のため、農林水産部と共に調査を行います。

④流入河川の浄化効果検証に関する調査研究

霞ヶ浦に流入する負荷量を削減するために、霞ヶ浦流域では様々な対策が行われております。そこで、県が重点的に対策を実施する地域の水質や負荷量を調査し、対策による負荷削減効果を検証します。

⑤北浦の栄養塩の動態に関する調査研究

霞ヶ浦の一部である北浦では、近年、窒素濃度の上昇が認められ、その原因の一つとして、北浦の北部に流入する銚田川の影響が考えられます。これまでの研究から銚田川の窒素濃度が上昇した要因として、流域で盛んな畑作や養豚からの窒素成分の流出が挙げられます。また、銚田川以外の流入河川の窒素濃度も長年上昇傾向にあり、その原因を究明し、北浦流域全体についての水質保全策を実施する必要があります。

そこで、北浦流域における窒素の動態を明らかにするため、北浦に流入する河川の水質や負荷量、流域から流出する窒素に関する調査を実施します。

さらに、北浦湖内における水質汚濁要因の解明するため、湖内の溶存酸素濃度を面的に把握し、それに伴う栄養塩の動態に関する調査研究を行います。

⑥水質変動の解明に関する調査研究

湖内の水質等を定期的・継続的に把握し、各種研究の基礎データとして利活用する他、近年だけでなく、長期的な水質変動要因の解析を行います。

⑦酒沼・牛久沼の水質保全に関する調査研究

酒沼については、水質保全計画に基づく水質浄化対策の効果の検証や水質等のデータの蓄積を行います。また、酒沼は汽水湖であることから、潮汐が湖内水質へ与える影響も考慮した水質調査を行います。

牛久沼については、水質保全計画に基づく水質浄化対策の効果の検証や水質等のデータの蓄積を行います。

(2) 大気環境調査研究事業

①茨城県における光化学オキシダントの高濃度現象に関する研究

健康被害の未然防止及び大気環境の保全を図るため光化学オキシダントの局地的な高濃度現象を解明する研究を行います。

②微小粒子状物質合同調査

関東地方の1都9県7市が合同で調査を行い、広域的なPM_{2.5}（微小粒子状物質）質量濃度の把握に加え、成分濃度を観測し比較検討することによって、広域的汚染のメカニズムを解明します。

③光化学オキシダント及びPM_{2.5}汚染の地域的・気象的要因の解明

国立環境研究所や全国の地方環境研究所との共同研究により、光化学オキシダントやPM_{2.5}の高濃度化現象を解明する研究を行います。

④有害大気汚染物質の調査

大気汚染防止法に基づくベンゼン等有害大気汚染物質による大気汚染の状況及びオゾン層破壊物質であり温室効果ガスでもあるフロン類の大気中濃度を把握するためのモニタリング調査を行います。

⑤PM2.5成分調査

PM2.5の生成機構や発生源からの寄与を解明するために、イオン成分、炭素成分等の調査を行います。

⑥酸性雨に関する調査

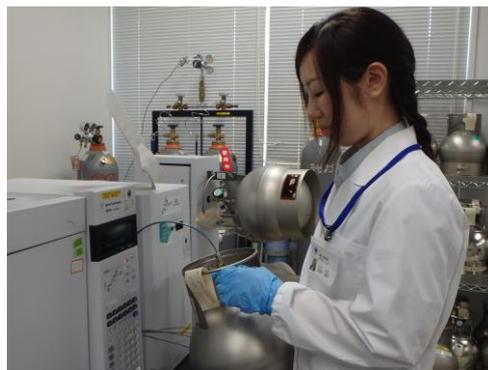
酸性雨による環境への影響を防止するため、pH、導電率、イオン類の調査を行い、酸性雨の実態について長期的な傾向を把握します。

⑦石綿調査

社会的に大きな問題となっている石綿（アスベスト）について、一般大気環境中の石綿濃度の調査を行います。

⑧百里飛行場周辺の騒音実態調査

百里飛行場周辺において航空機に係る騒音調査を行い、環境基準の達成状況等を把握するとともに、航空機騒音による障害防止対策を推進するための資料とします。



実験室での分析作業

(3) 化学物質調査研究事業

①化学物質環境実態調査

環境省が実施している化学物質調査に参画し、化学物質の環境中での実態及び生物における濃度レベルの推移を把握するため、水質、底質、生物及び大気中の化学物質の測定を実施します。

②土壌・地下水汚染に関する調査研究

土壌汚染のおそれのある土地の事前調査や、地下水汚染が判明した地域の原因究明調査を実施します。

③水環境化学物質調査

要監視項目や内分泌攪乱化学物質など環境への汚染が懸念されている物質について、河川等における水質調査を実施します。

2 環境学習

(1) 霞ヶ浦環境学習等推進事業

小学生から大人まで、霞ヶ浦をはじめ県内の水環境について楽しく学習することで、身近な環境を大切にすることを高めることをねらいとします。

展示室や研修室及び野外における環境学習、霞ヶ浦周辺での自然観察会等を実施します。

ア 展示室の概要

名 称	展 示 内 容 等
ようこそ霞ヶ浦へ	霞ヶ浦に愛着と興味を抱かせ、展示室見学への動機付けとなります。
霞ヶ浦の歴史と暮らし	霞ヶ浦の成り立ちや治水・利水の歴史が学べます。今日の人と水環境との関わり的重要性を学習できます。
霞ヶ浦の生き物たち	霞ヶ浦の生態系について、物や標本等の展示により学習できます。
霞ヶ浦流域情報	立体模型とプロジェクタ映像のジオラマを使って霞ヶ浦流域について学びます。
清らかな水をめざして	霞ヶ浦をはじめとする茨城県の水環境の全体像を学び、日常生活で実践できる環境保全の方法について学習できます。
展示交流広場	霞ヶ浦をはじめとする県内の環境改善をめざして活動している市民、企業、研究機関、行政の取り組みをそれぞれの立場で展示発表することにより、情報交換・交流を図ることができます。
地球環境を考える	地球環境問題や県内の環境問題全般について理解でき、環境問題について認識を広げることができます。

イ 展示の特色

- ①霞ヶ浦について歴史や暮らし、生き物、水質など、いろいろな視点から学ぶことができます。
- ②クイズやゲームで楽しく学べます。
- ③スタッフの案内により、展示物の解説を受けることができます。
- ④映像やモデルを使って分かりやすく解説されています。

ウ 研修室での学習

霞ヶ浦や流入河川の水質調査、水の中の小さな生きものの観察、魚類の観察、周辺に生息する植物の観察などの体験型環境学習を行います。

平成30年度は、学校や市民の方など196回6,107人が利用しました。



研修室での環境学習

エ 屋外での学習（環境学習及び自然観察会等）

霞ヶ浦周辺での環境学習や自然観察会等、幅広い年代が参加できる環境学習事業を実施し、霞ヶ浦を身近に感じることのできる機会を提供します。

(30年度実績)

- ・霞ヶ浦出前講座 49回実施 (参加者数 2,340人)
- ・霞ヶ浦学講座 16回実施 (参加者数 563人)
- ・霞ヶ浦自然観察会 11回実施 (参加者数 370人)
- ・環境月間イベント

6月の環境月間の機会を捉え、霞ヶ浦や自然環境についての理解と関心を深めるためのイベントを開催

実施日 6月2日, 出展団体数 7

(参加者数 1,400人)



環境月間イベント

(2) 霞ヶ浦環境体験学習推進事業 (霞ヶ浦湖上体験スクール事業)

児童・生徒に、霞ヶ浦を始めとする湖沼・河川の豊かな水と美しい自然の大切さを伝えるとともに、児童・生徒がこの体験授業で学んだことを、家庭での団らんの場などを通じて、家族などにも広げてもらうことを目的とし実施します。

- ①参加対象：県内の小・中学校の児童・生徒及び町内会などの県内団体
- ②内 容：船による湖上体験学習とセンターにおける環境学習または霞ヶ浦周辺の浄水場、下水処理場等の見学

(30年度実績)

310回 9,585人

(3) 水質浄化強調月間事業

水に親しむ機会が多い夏季の期間(海の日から霞ヶ浦の日)を「霞ヶ浦水質浄化強調月間」と定め、センター夏まつりの開催、霞ヶ浦水質浄化ポスターコンクール、霞ヶ浦の日(9月1日)水質浄化キャンペーンの実施などの啓発事業を重点的に実施します。

(30年度実績)

- ① 強調月間ポスター・チラシの配布
 - ・水質浄化を呼びかけるポスター900枚, チラシ2,000枚を作成し、霞ヶ浦流域市町村等へ配布

- ②水質浄化ポスターコンクール

応募数	入賞数	表彰式
931点	69点	平成30年12月1日

- ③夏休み!霞ヶ浦わくわくキッズの開催

- ・霞ヶ浦の生き物観察など小・中学生を対象とした夏休みの連続講座

7月21日(土), 28日(土), 8月11日(土)の3日実施

参加人数 計136人



霞ヶ浦水質浄化ポスター
茨城県知事賞(中学校部門)
古河市立古河第三中学校3年 長谷川 幸来さん

④霞ヶ浦環境科学センター夏まつり2018の開催

- ・期 日 8月25日(土)
- ・内 容 テント出展, 研究室の一般公開, 市民活動展示, クイズラリー等
- ・出展団体 44 団体 (61ブース)
- ・参加人数 4,800人



夏まつり 2018

(4) 霞ヶ浦水辺ふれあい事業

市民団体と行政の協働による「霞ヶ浦水辺ふれあい事業実行委員会」を中心に、水質浄化意識の向上を図るため、霞ヶ浦の魅力を実感してもらう催事や市民参加による水質浄化のための各種実践活動を行います。



水辺ふれあい事業

(30年度実績)

期日	区分	内容	場所
6月2日(土)	水生生物とのふれあい	・タモ網による魚捕り ・霞ヶ浦に住む植物や野鳥の観察	田村自然再生事業地区H地区 参加者51人
7月8日(日)	水生生物とのふれあい	・植物観察工作 ・ボート体験 乗船救命胴衣 ・タモ網による魚捕り	田村自然再生事業地区B地区 参加者73人
7月16日(月)・(祝)	魚とのふれあい	・キャスティングゲーム (フィッシングゲーム)	土浦市霞ヶ浦総合公園 参加者215人
11月4日(日)	その他事業	・遊覧船体験 ・生きものの足型プレート作り	霞ヶ浦環境科学センター 参加者76人
11月11日(日)	人と人とのふれあい	・湖岸清掃	土浦市霞ヶ浦総合公園霞ヶ浦湖岸 参加者283人

(5) 水質浄化運動促進事業

霞ヶ浦に流入する河川の上流から下流まで連携して水質浄化に取り組めるよう、住民と行政等が一体となった新たな浄化運動の仕組みづくりを推進するとともに、引き続き霞ヶ浦問題協議会(霞ヶ浦流域 21市町村で構成)が実施する以下の水質浄化活動と連携を図ります。

(30年度の主な実績)

霞ヶ浦問題協議会が実施する水質浄化運動促進事業に対して補



霞ヶ浦清掃大作戦

助金等による支援を行い、霞ヶ浦流域住民の水質浄化意識の高揚を図り、実践活動の契機とすることができた。

・主な事業内容

- ① 霞ヶ浦水質浄化啓発（チラシやポケットティッシュ等の配布，霞ヶ浦水質浄化ポスター募集等）
- ② 家庭排水対策推進（研修会，食用残廃油回収等）
- ③ 霞ヶ浦地域清掃事業（8月と3月に流域市町村で実施）
- ④ 住民参加による霞ヶ浦流入河川水質一斉調査の実施（10月最終土曜日を基準日）や各探検隊活動を通して，流域連携の意識の醸成を図った。
- ⑤ 以下の4つの探検隊活動が行われた。

「巴川探検隊連絡会議」（H13年度設立）

「桜川探検隊連絡会議」（H14年度設立）

「恋瀬川探検隊連絡会議」（H15年度設立）

「小野川探検隊連絡会議」（H16年度設立）



探検隊事業

(霞ヶ浦広報・啓発実績)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
水質浄化ポスター	応募数	909	906	866	841	931
かすみがうらの日キャンペーン		ブロック毎に実施				
廃食用油回収	市町村数	10	10	10	10	8
	回収量(kg)	12,382	14,224	11,825	12,869	11,454
	世帯点数	127,102	122,100	93,012	87,793	87,861
霞ヶ浦教室 (H26までは女性教室)	参加者数	160	158	82	122	104
霞ヶ浦地域清掃事業	8月参加者	32,535	31,509	31,349	32,356	34,829
	3月参加者	86,624	89,305	88,081	87,903	83,695
流入河川水質一斉調査	参加者(人)	326	352	270	324	247
	調査地点	281	287	285	285	268
巴川探検隊探検交流	参加者・実施回	199(5回)	184(5回)	242(5回)	353(5回)	124(4回)
桜川探検隊探検交流	参加者・実施回	134(2回)	80(2回)	124(2回)	128(2回)	185(3回)
恋瀬川探検隊探検交流	参加者・実施回	166(3回)	194(4回)	191(4回)	281(5回)	147(3回)
小野川探検隊探検交流	参加者・実施回	146(1回)	136(1回)	82(1回)	81(1回)	0(0回)
北浦水質レスキュー隊	参加者・実施回	128(2回)	136(2回)	136(2回)	178(2回)	123(1回)

3 市民活動連携支援

(1) 霞ヶ浦・北浦水質保全市民活動支援事業

①市民活動支援機材貸出

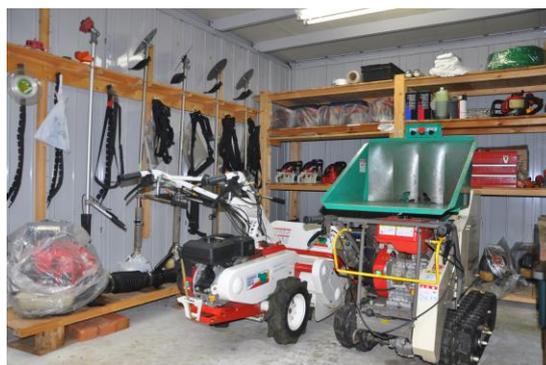
現在、霞ヶ浦流域において数多くの市民団体等が生活排水対策、清掃活動、里山保全、環境学習など様々な環境保全活動を行っています。こうした活動に必要な機材をセンターで整備し、貸し出すことで、市民活動を支援しています。

- ・貸出対象：環境保全活動を行う法人・団体，教育機関及び行政機関，市町村（個人利用は不可）
- ・主な貸出機材：発電機，木材チップパー，軽トラック，透視度計，顕微鏡，電気伝導率計，双眼鏡など

- ・貸出料：無料
- ・貸出期間：原則1週間以内

(30年度実績)

貸出件数 69件
貸出台数 986台



貸出機材

②市民活動支援助成

霞ヶ浦をはじめとする湖沼，河川の水質保全を図るため，市民団体等が行う活動に対して事業経費の助成を行い，活動の一層の活性化を図っています。

- ・対象団体：茨城県内で水質保全活動を行う公益法人，NPO法人等
- ・助成事業：霞ヶ浦沿岸及び河川の清掃等の活動，水質保全関係環境学習
- ・助成金額：限度額25万円/団体（補助率10/10）

(30年度実績)

助成団体数：28団体

(2) 交流サロン運営

水質浄化活動や環境保全活動の輪を広げるためのオープンスペースで、簡単な打合せや資料作成、パソコンによる市民活動や環境についての情報検索、掲示板やパンフレットによる情報交換などに利用できるよう「交流サロン」を運営します。

なお、交流サロンのイベント事業の実施は、市民目線の交流が図られるよう市民団体に委託します。また、市民活動に必要な助成制度、行政施策等の情報提供等も行います。

さらに、センターの各種講座やイベントへの参加希望者を「サポーター」として登録受付します。サポーターには、催事情報の提供や図書の貸し出しを行います。

《交流サロンの主な機能》

●ミーティングコーナー

- 簡単な打合せや資料作成、情報交換などに利用できる机を常備したオープンスペース
- 情報収集や交流の場として利用可能

●印刷コーナー

- 印刷機、折機、帳合機を常備
- 自然や環境に関連する会議や活動の資料・チラシなどの印刷が無料(印刷用紙は持参)

●市民団体PRコーナー

- 各団体のイベントや活動紹介などのチラシ・パンフレット、情報誌・広報誌等を棚置きが可能

●掲示板コーナー

- イベント情報、助成金、会員募集などの情報を掲示。

●情報・パソコンコーナー

- 備え付けのパソコンでインターネットを利用して環境保全活動など情報収集が可能

●会議室

- 20人程度までの会議・打合せ・研修などに無料で利用可能

※事前予約制

(30年度実績)

○交流サロン利用者数(人)

大人	子ども	団体	計
6,598	5,003	5,771	17,372

○サポーター登録者数 1,695人 (H31.3.31現在)

○交流サロン主要イベント等(開催回数, 参加者数)

[公開講座]

- ・霞ヶ浦水系の歴史と人物(座学) 2回 55人
- ・霞ヶ浦水系の歴史と人物(現地見学) 2回 54人

[手づくり工作教室開催実績] 5回 598人

[交流サロンシンポジウム実績]

- ・「第17回世界湖沼会議を終えて」～その成果と課題を探る～ 70人
- ・「第17回世界湖沼会議を終えて」～これからの環境活動はどうあるべきか～ 52人



交流サロンシンポジウム



手づくり工作教室（アクリルたわし）

(3) 市民活動交流促進

① パートナー（ボランティア）の協力によるセンター運営等

センターに訪れる方が楽しく学んで、活動できるよう、広く県民から募集した「パートナー（ボランティア）」の協力を得ながら、県民とともに利用しやすく、親しみやすい運営を図ります。

(30年度実績)

- ・登録人数 56人
- ・延べ活動日数 613日

② 展示交流広場の運営

環境保全活動等に取り組む市民団体が、その活動成果や作品をセンター来館者や企業、研究機関、行政機関等に紹介していただけるよう、展示室の一角に展示交流広場を設けています。

(30年度実績)

環境保全等に関する活動のパネル展示及び自然に関する絵画や写真の展示等
利用団体 6団体



パートナー全体研修・交流会

4 情報交流(情報収集発信事業)

霞ヶ浦などの県内の湖沼をはじめ水環境や大気環境などについての研究成果や市民活動の情報など様々な情報を、インターネット等を活用して積極的に収集・整理・発信し、センターの機能である「情報・交流」の面から市民・企業・研究者・行政を結ぶ「霞ヶ浦ネットワーク」の充実を図ります。

(1) 霞ヶ浦環境科学センターホームページの運用及び充実

霞ヶ浦環境科学センターホームページをさらに充実していきます。

ア センター行事の発信

- ・センターで実施する各種講座や環境に関する情報等を迅速に更新し提供します。

イ 市民団体との連携・情報発信

- ・環境保全に取り組む市民団体の紹介
- ・市民活動支援機材の紹介
- ・市民団体のイベント情報の収集・発信

ウ 研究成果等の発信

- ・霞ヶ浦アオコ情報水質等のデータ公開
- ・センター主催のセミナー・シンポジウムの紹介

エ 環境学習

- ・自然観察会等の各種講座及び霞ヶ浦出前講座の紹介



自然観察会

(2) センター施設での情報提供の充実

ア 広報誌等による情報発信

- センター要覧の発行(年1回)
- センター年報の発行(年1回)
- サポーターへのイベントの告知(郵送)

イ 文献資料室での図書閲覧, 貸し出し

- 所蔵図書 28,444冊 (H31.3.31現在)
- 貸し出し可能な図書 8,268冊 (H31.3.31現在)
- ※貸し出しを希望される場合はサポーターにご登録下さい。

ウ パソコンによる情報検索

- 交流サロン及び文献資料室に端末(パソコン)を配備
- 環境情報の検索などに利用できます。



文献資料室

IV 資 料

1 茨城県霞ヶ浦環境科学センターのあゆみ

- 平成17年4月1日 霞ヶ浦環境科学センターを設置
- 4月21日 センター開設記念式典
- 4月22日 センターオープン
- 5月5日 こども環境フェスティバルを開催
(来館者900人)
- 6月6日 天皇皇后両陛下センターご視察
- 7月24日 センター夏まつり2005Part I を開催(来館者1,600人)
- 8月20日 センター夏まつり2005Part II を開催(来館者7,500人)
- 10月6日 高円宮妃殿下センターご視察
- 10月23日 来館者5万人達成
- 平成18年1月27日 第1回霞ヶ浦環境科学センター研究シンポジウムを開催
- 3月2日 霞ヶ浦環境フォーラムを開催
- 4月29日 開設1周年記念講演会を開催
- 5月5日 こども環境フェスティバルを開催(来館者2,500人)
- 8月26日 センター夏まつり2006を開催(来館者6,200人)
- 8月26日 来館者10万人達成
- 10月31日 企画展示「霞ヶ浦の古代」を開催(～11月26日)
- 11月25日 センター秋の感謝祭を開催(来館者1,980人)
- 平成19年2月9日 第2回霞ヶ浦環境科学センター研究シンポジウムを開催
- 3月1日 霞ヶ浦環境フォーラムを開催
- 5月5日 こども環境フェスティバル2007を開催(来館者4,500人)
- 8月25日 センター夏まつり2007を開催(来館者6,800人)
- 平成20年1月12日 企画展示「霞ヶ浦のごみ」を開催(～2月11日)
- 1月26日 冬の祭典を開催(来館者1,300人)
- 1月30日 来館者20万人達成
- 2月6日 第3回霞ヶ浦環境科学センター研究シンポジウムを開催
- 3月16日 センターと市民団体との懇談会



センター開設記念式典

5月5日 こども環境フェスティバル2008を開催(来館者3,900人)

8月23日 センター夏まつり2008を開催(来館者4,900人)

11月2日 皇太子殿下センターご視察

平成21年2月5日 いばらき水環境フォーラムを開催

2月14日 地域連携シンポジウムを開催

2月18日 第4回霞ヶ浦環境科学センター
研究シンポジウムを開催

3月11日 霞ヶ浦環境科学センターセミナーを開催

5月5日 こども環境フェスティバルを開催(来館者3,500人)

平成21年8月22日 センター夏まつり2009を開催(来館者6,900人)

8月22日 来館者30万人達成

平成22年3月3日 茨城大学との地域連携シンポジウムを開催

3月11日 霞ヶ浦環境科学センターセミナーを開催

3月13日 霞ヶ浦水環境フォーラム開催
(来館者1,100人)

5月5日 こども環境フェスティバルを開催(来館者2,900人)

8月21日 センター夏まつり2010を開催(来館者6,500人)

平成23年2月19日 環境学習フェスタを開催(来館者1,000人)

3月11日 東日本大震災

4月～5月 東日本大震災の影響により一部閉館

8月20日 センター夏まつり2011を開催
(来館者6,800人)

平成24年2月18日 環境学習フェスタを開催
(来館者1,000人)

5月5日 こども環境フェスティバルを開催(来館者3,000人)

8月25日 センター夏まつり2012を開催(来館者5,500人)

平成25年5月5日 こども環境フェスティバルを開催(来館者2,800人)

5月5日 来館者50万人達成

8月24日 センター夏まつり2013を開催(来館者4,200人)



皇太子殿下ご視察



水環境フォーラム



来館者50万人達成

9月21日	公開セミナー「アオコって何？」を開催	県南生涯学習センター	参加者40人
平成26年6月毎土曜	環境月間イベントを開催(来館者1,950人)		
8月23日	センター夏まつり2014を開催(来館者3,000人)		
平成27年2月28日	環境学習フェスタを開催(来館者1,200人)		
6月6日,13日	環境月間イベントを開催(来館者1,800人)		
8月29日	センター夏まつり2015を開催(来館者3,000人)		
9月5日	開設10周年記念シンポジウムを開催(来館者160人)		
10月1日	開設10周年記念特別企画展「霞ヶ浦の過去・現在・未来ー変わりゆく水と生物ー」を開催(～10月31日)(来館者4,100人)		
11月13日	開設10周年記念式典・講演会を開催(於：土浦市霞ヶ浦総合公園体育施設) (来場者1,700人)		
平成28年2月20日	環境学習フェスタを開催(来館者1,400人)		
6月4日,5日	環境月間イベントを開催(来館者2,100人)		
8月29日	センター夏まつり2016を開催(来館者3,500人)		
10月15日	公開セミナー「レンコンを霞ヶ浦のシンボルに」を開催	霞ヶ浦環境科学センター	参加者62人
平成29年2月18日	環境学習フェスタを開催(来館者1,300人)		
6月3日	環境月間イベントを開催(来館者1,300人)		
8月26日	センター夏まつり2017を開催(来館者4,200人)		
10月1日～31日	第17回世界湖沼会議開催記念特別企画展「霞ヶ浦のめぐみーいきものと湖沼の関わり(来館者6,800人)		
10月28日	公開セミナー「生態系サービスを知っていますか？」を開催 霞ヶ浦環境科学センター，参加者61人		
平成30年2月17日	環境学習フェスタを開催(来館者1,400人)		
6月2日	環境月間イベントを開催(来館者1,400人)		
8月25日	センター夏まつり2018を開催(来館者4,800人)		
10月14日	学生会議が開催される(会場：つくば国際会議場)		
10月15日～19日	第17回世界湖沼会議が開催される。(会場：つくば国際会議場)		
10月17日	世界湖沼会議エクスカージョン霞ヶ浦コース(来館者129名：うち外国人89名)		
平成31年2月16日	環境学習フェスタを開催(来館者1,550人)		

2 平成30年度に開催した主な講演会等

1 平成30年度 茨城県霞ヶ浦環境科学センター成果発表会

- ・開催日時 平成31年1月18日（金）13:30～16:00
- ・開催場所 茨城県霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール
- ・基調講演 「霞ヶ浦の昨日・今日・明日～水族館が出来ること～」
講師 かすみがうら市水族館 伊東 二三夫
- ・成果発表
 - ①世界湖沼会議における霞ヶ浦環境科学センターの関わり
研究調整監兼大気・化学物質研究室長 広瀬 浩二
 - ②流域における窒素の動きを探る－北浦流域を対象として－
湖沼環境研究室 技師 菊地 哲郎
 - ③ハス田群からの水質汚濁物質流出負荷量に対する基盤整備の影響
湖沼環境研究室 技師 飯尾 恒
 - ④茨城県におけるPM2.5の状況
大気・化学物質研究室 主任 北見 康子
 - ⑤地方環境研究所が行う河川環境学習が児童の自然環境に対する意識・理解に関する影響
環境活動推進課 主査 三輪 俊一



成果発表会

3 茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 霞ヶ浦の水環境その他の環境の保全及び創造に関する県民の取組を促進するとともに、環境の保全及び創造に関する研究成果の普及を図り、もって人と自然が共生し、環境への負荷の少ない地域社会の実現に資するため、茨城県霞ヶ浦環境科学センター（以下「センター」という。）を土浦市沖宿町に設置する。

(管理の基本)

第3条 センターは、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に従い、最も効率的な運用を図らなければならない。

(開館日等)

第4条 センターの開館日及び開館時間は、規則で定める。

(規程の遵守)

第5条 センターにおいては、知事が別に定めるセンターの利用に関する規程を遵守しなければならない。

(利用の承認)

第6条 センターの施設のうち多目的ホール、会議室、研修室又は小展示室（以下「特定施設」という。）を利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。

- (1) 特定施設を利用しようとする者が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するおそれがあるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めるとき。

3 第1項の承認には、特定施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第7条 知事は、前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、又はセンターの管理上支障があると認めるときは、その承認を取り消し、承認の内容若しくは条件を変更し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは規程に違反したとき。
- (2) 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) 前条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。

(使用料の納付)

第8条 利用者のうち多目的ホール又は研修室を利用する者は、規則で定めるところにより、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 知事は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第10条 第8条に規定する者が既に納付した使用料は、返還しない。ただし、その責めに帰することができない事由により利用ができなくなったとき、その他知事が特に必要と認めるときは、納付した使用料の全部又は一部を返還することができる。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、利用の承認によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 利用者は、その利用を終了したとき(第7条の規定により利用の承認を取り消されたときを含む。)は、遅滞なく、特定施設を原状に回復し、又は利用者が搬入した物件を撤去しなければならない。

(損害の賠償)

第12条 利用者は、特定施設を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則 この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

別表 (第8条関係)

(単位：円)

施設の区分		利用時間の区分						
		午前 午前9時 30分から 正午まで	午後 午後1時か ら午後4時 まで	夜間 午後6時か ら午後8時 まで	午前・午後 午前9時30 分から午後 4時まで	午後・夜間 午後1時か ら午後8時 まで	全日 午前9時30 分から午後 8時まで	その他 1時間まで ごとに
多 目 的 ホ ール	全部を利用する場合	4,420	6,070	3,700	10,490	11,620	16,050	1,850
	3分の2を利用する 場合	2,980	4,110	2,470	7,100	7,820	10,800	1,230
	3分の1を利用する 場合	1,540	2,060	1,230	3,600	3,910	5,450	620
研 修 室		1,750	2,160	1,440	3,910	4,320	6,070	720

備考 「その他」とは、正午から午後1時まで、午後4時から午後6時まで又は午後8時から翌日の午前9時30分までの利用をいう。

4 茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例（平成17年茨城県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日等)

第2条 条例第4条の規定によるセンターの開館日及び開館時間は、次の表に定めるとおりとする。

開館日	開館時間
毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下この表において「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日でない日)及び12月29日から翌年1月1日までの日を除く毎日	午前9時30分から午後8時(日曜日及び火曜日にあつては、午後6時)まで(展示室及び小展示室にあつては、午前10時から午後4時30分まで)

2 知事は、特別の事由があると認めるときは、開館日及び開館時間を変更することができる。

(行為の禁止)

第3条 センターに入館する者(以下「入館者」という。)は、凶器、爆発物その他の危険物又は旗、プラカードその他秩序を乱すおそれがある物品をセンター内に持ち込んで서는ならない。

2 入館者は、センター内において次に掲げる行為をしてはならない。

(1)みだりに放歌高唱する等騒がしい行為をすること。

(2)センターの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。

(3)物品の販売又は寄付金の募集を行うこと(センターの長(以下「センター長」という。)の承認を受けた場合を除く。)

(4)壁、柱等に張り紙等をし、又はくぎ等を打つこと(センター長の承認を受けた場合を除く。)

(5)前各号に掲げる行為のほか、知事が別に定める行為

(特定施設利用承認の申請等)

第4条 条例第6条第1項前段の規定による特定施設の利用の承認(以下「特定施設利用承認」という。)の申請は、特定施設利用承認申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 特定施設利用承認の申請は、利用日(利用日が2日以上にわたるときはその初日とする。以下同じ。)の属する月の初日前3月から行うことができる。ただし、相当の理由があり、かつ、センターの管理に支障がないときは、この限りでない。

3 知事は、特定施設利用承認をしたときは特定施設利用承認書(様式第2号)を、特定施設利用承認をしないときは特定施設利用不承認書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(特定施設利用変更承認の申請等)

第5条 条例第6条第1項後段の規定による承認を受けた事項の変更の承認(以下「特定施設利用変更承認」という。)の申請は、特定施設利用変更承認申請書(様式第4号)により行うものとする。

2 特定施設利用変更承認の申請は、利用の日までに行わなければならない。

3 知事は、特定施設利用変更承認をしたときは特定施設利用変更承認書(様式第5号)を、特定施設利用変更承認をしないときは特定施設利用変更不承認書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の納付の時期)

第6条 条例第8条の規定による使用料は、利用者が利用する日までに納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事がやむを得ないと認めたときは、知事が別に定める日までに使用料を納付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第9条の規定に基づき知事が使用料を減免できる場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その減免額は同表の右欄に掲げる額とする。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の園児、児童、生徒又は学生が教育活動の一環として施設を利用する場合	料金の全額
県又は市町村が研修会、講演会、会議等を開催するため施設を利用する場合	使用料の全額
その他知事が特別の理由があると認める場合	知事が必要と認める額

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、施設利用承認の申請に併せて、施設使用料減免申請書(様式第7号)により知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請があった場合において、使用料の減免を決定したときは、施設使用料減免決定通知書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の返還)

第8条 条例第10条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、施設使用料返還申請書(様式第9号)に使用承認通知書及び使用料を納付したことを証する書面を添えて知事に申請しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事の承認を得てセンター長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

5 環境方針

環 境 方 針

1 基本理念

茨城県霞ヶ浦環境科学センターは、霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼、河川の水環境や大気環境などの保全に取り組むため、環境全般に関わる調査研究や環境学習・市民活動連携支援などを実施し、地域環境及び地球環境の保全に寄与するとともに、自らも環境に影響を与えうる機関であることを認識して、全職員の参画により組織が一丸となって環境改善活動を実行します。

2 基本方針

- (1) 当センターの事業活動に係る環境影響を的確に把握し、環境管理システムを構築及び運用し、その継続的な改善を図るとともに、環境汚染の未然防止に取り組みます。
- (2) 適用される環境関連の法規制及び当センターが受け入れを決めた要求事項を遵守します。
- (3) 環境目的及び目標を設定し、必要に応じて見直しを行います。
- (4) 特に次の点については優先的に取り組みます。
 - ① 研究業務について、環境保全をめざした課題に積極的に取り組むこと。
 - ② 子供から大人まで親しみやすく参加しやすい体験型学習の機会や場を提供すること。
 - ③ 県民や市民団体などに対し、活動の場を提供するとともに、環境問題の解決に有益な研究成果や情報を提供すること。
 - ④ 電力などのエネルギーの適正使用及び用紙など資源消費量の削減を推進すること。
 - ⑤ 化学物質の適正管理を徹底すること。
 - ⑥ グリーン購入（環境負荷の少ない製品の購入）を推進すること。
 - ⑦ リサイクル・リユースの推進により廃棄物の削減に努めるとともに、廃棄物の適正処理を徹底すること。
- (5) この環境方針は、全職員に周知徹底し、全職員参加のもと環境保全活動に取り組みます。
- (6) 地域社会の一員として、地域の環境保全活動に積極的に協力していきます。
- (7) この環境方針は、広く一般に公表します。

平成19年8月7日

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長

V 利用案内

開館・利用時間

- 展示室 午前10時～午後4時30分（入室は午後4時まで）、無料、見学自由
- 展示交流広場 午前10時～午後4時30分（入室は午後4時まで）、無料、出展は予約制
- 交流サロン 午前9時～午後5時、無料（テーブル・椅子設置のオープンスペース）
- 文献資料室 午前9時～午後5時、無料、サポーター登録(無料)で資料貸出可
- 会議室A・B 午前9時30分～午後5時、無料、定員各20名（一括利用可）
- 多目的ホール 午前9時30分～午後5時、有料、予約制、利用内容により減免有
- 研修室 午前9時30分～午後5時、有料、予約制、利用内容により減免有

※午前9時30分以前及び午後5時以降のご利用につきましてはご相談ください。

※予約制の施設については、電話でお問合せください。

TEL 029-828-0960

休館日

- 毎週月曜日（祝祭日の場合はその翌日）
- 年末年始（12月29日～翌年1月1日）

利用料金

（単位：円）

施設の区分		利用時間の区分							
		午前 午前9時 30分から 正午まで	午後 午後1時か ら午後4時 まで	夜間 午後6時か ら午後8時 まで	午前・午後 午前9時30 分から午後 4時まで	午後・夜間 午後1時か ら午後8時 まで	全日 午前9時30 分から午後 8時まで	その他 1時間まで ごとに	
多 目 的 ホ ール	全部を利用する場合	4,420	6,070	3,700	10,490	11,620	16,050	1,850	
	3分の2を利用する場合	2,980	4,110	2,470	7,100	7,820	10,800	1,230	
	3分の1を利用する場合	1,540	2,060	1,230	3,600	3,910	5,450	620	
研 修 室		1,750	2,160	1,440	3,910	4,320	6,070	720	

備考

- 1 「その他」とは、正午から午後1時まで、午後4時から午後6時まで又は午後8時から翌日の午前9時30分までの利用をいう。
- 2 上記以外の施設利用は無料

施設全体図



霞ヶ浦環境科学センターでは、霞ヶ浦を一望できる展望デッキや「いきもののにわ」などを設置しており、眺望を楽しんだり、霞ヶ浦の生き物や絶滅が危惧される植物を観察することができます。



展望デッキ



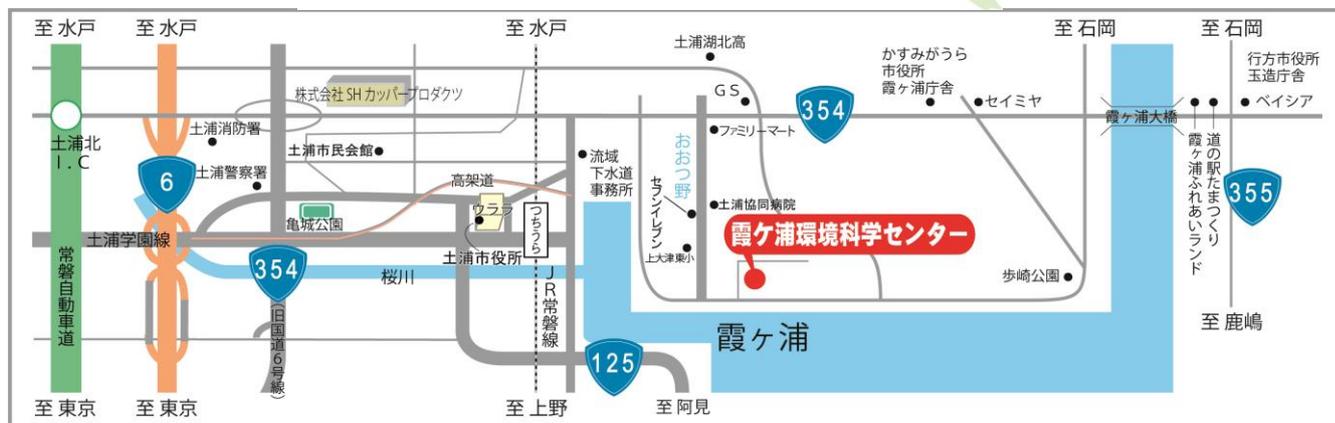
ビオトープ



センターからの眺望（夏）



センターからの眺望（冬）



常磐自動車道土浦北インターチェンジから約 20 分／土浦駅東口から車またはタクシーで約 15 分
霞ヶ浦大橋から車で約 25 分／土浦協同病院から徒歩 15 分



茨城県霞ヶ浦環境科学センター

〒300-0023 茨城県土浦市沖宿町 1853 番地

Tel.029-828-0960(代表) Fax.029-828-0967

E-mail. kasumigaura@pref.ibaraki.lg.jp

URL

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kasumigauraesc/index.htm>

